

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

I 2018 事務年度の取組み

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)を踏まえ、金融機関との間でより良い実務に向けた対話を実践するにあたって、その議論の材料となる個々のテーマ・分野ごとのより具体的な「考え方と進め方」を示すため、以下に取り組んだ。

- ・ 資産分類と償却・引当について、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を2018年6月に設置し、計4回開催した。
- ・ コンプライアンス・リスク管理に関する当庁の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」を2018年10月に公表した。本方針を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関する金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を行うとともに、幅広い情報収集を通じたリスク要因やその程度の把握を行う等、金融機関に対するモニタリングに活用した。
- ・ 金融システムの安定を目標とする検査・監督の今後目指すべき方向性について、金融機関等の関係者と双方向の意見交換を行うための材料として、当庁としての基本的な考え方と進め方を示した、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」を2019年3月に公表したほか、ITガバナンスに関する対話を行う際の論点案や具体的な事例集として「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を2019年6月に公表した。

また、こうした新しい検査・監督の考え方や進め方を庁内に浸透させるため、担当職員向けに各種の研修や説明会を実施したほか、モニタリングプロセスの明確化を図り、現場任せ・担当者任せにせず、組織として品質管理を行う観点から、金融機関に対するモニタリングの質や深度、当庁としての対応について、関係幹部を含めた重層的・多角的な内部検証を実施している。

さらに、当庁の思い込み等による悪しき裁量行政に陥らないよう、当庁のモニタリングの状況について第三者による外部評価を実施したほか、当庁幹

部が金融機関を訪問し、当庁のモニタリングに対する意見を直接聴取し、意見交換を行う「訪問ヒアリング」を試行的に実施した。

II 今後の取組み

分野別の「考え方と進め方」を用いて金融機関と対話を行い、そこで得られた具体的な事例等を蓄積・公表し、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったPDCAサイクルを実践・定着させ、透明性を高め、金融機関との信頼関係の構築を目指す。さらに、担当職員に対し説明会・各種研修等を実施するといった一連の取組みにより、金融機関ごとの優先課題に重点を置いた、対話重視型の継続的なモニタリングの定着を図る。

また、分野別の「考え方と進め方」の形以外でも、時々的重要な課題に関する今後の課題や着眼点等を公表する等、モニタリングの透明性を高めるための情報発信を行う。

その他、財務局とのより一層の連携強化のため、モニタリングの実施に関して財務局との意見交換の場を設ける等、金融庁・財務局一体としての新しい検査・監督の実現に取り組む。

また、地域銀行の支店長クラスや、社外を含む幅広い役職員との意見交換等を実施する。その際、金融機関と当局との相互理解を深め、実効性ある対話（当局との対話の前提となる心理的安全性の確保を含む）を行う。

さらに、金融庁の関係幹部を含めた内部検証の運営状況を点検するほか、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価を実施することなどにより、更に取り組むべき課題を明らかにし、こうしたPDCAサイクルを通じて、次年度以降の更なる改善に取り込んでいく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2018 事務年度は、金融庁全体の方針として、「平成 30 事務年度 実践と方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 実践と方針に基づく 2018 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「平成 30 事務年度 実践と方針」においては、

- ① デジタライゼーションの加速的な進展への対応
- ② 家計の安定的な資産形成の推進
- ③ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ④ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- ⑤ 顧客の信頼感・安定感の確保
- ⑥ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ⑦ 金融当局・金融行政運営の改革

の7項目を金融行政の重点施策として取り組むこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

1. 預金取扱金融機関

(1) 大手銀行グループ

- 内外経済環境の不確実性が高まる中、金融機関の健全性を維持し、ストレス下においても適切な金融仲介機能が発揮されるよう、経営・ガバナンス態勢の高度化やリスク管理の高度化等に向けた深度ある対話を行った（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

(2) 地域金融機関

- 地域銀行に対するモニタリングについては、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、金融機関ごとに異なる時間軸を意識し、「金融仲介機能の発揮」と「金融システムの安定」の両立を念頭にバランスのとれたモニタリングを実施した。（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

2. 保険会社

- 法人向け定期保険や外貨建保険など保障以外の機能に着目した保険商品の販売状況等についてモニタリングを実施し、生命保険協会や保険会社と対話を行った。
- 損害保険分野におけるデジタルイゼーションの進展への対応状況や、自然災害リスクの軽減策などリスク管理の高度化に関し実態把握を行った。
- 保険会社のリスクを包括的に捉えた健全性政策の実施の一環として、経済価値ベースの考え方に基づく新たなソルベンシー規制についての影響度調査を実施し、関係者と広範な議論を行った。

3. 金融商品取引業者等

- 大手証券会社については、国内業務における「顧客本位の業務運営」の実践・定着状況等や、それらを支えるガバナンスについて、社外役員を含め、経営陣等と深度ある対話を行うとともに、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化に向けた取組状況についてもモニタリングを実施。
- ネット系証券会社については、各社のビジネスモデルやシステムリスク管理態勢に焦点を当てたモニタリングを実施。
- 準大手・地域証券会社については、各社の規模・形態等が多様で経営状況や課題等も様々であることを踏まえ、ビジネスモデルや将来展望に係る議論を深めるとともに、経営改善の後押しを進める観点からの対話を実施。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、金融システムの安定確保に向けた取組みを行うことが重要である。

金融システムの安定性の観点から、経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的リスクや脆弱性をフォワードルッキングに調査・分析した。その上で、当該分析結果を基に、モニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化を促進する等、金融システムの安定性強化に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定以降、多くの金融機関が同原則を採択して取組方針を策定した。金融機関において真に顧客本位の業務運営が行われ、取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。しかし、多くの金融機関は、必ずしも顧客本位でなく収益を優先して需要を掘り起こすプッシュ型のビジネスモデルとなっているとの指摘もある。これを踏まえ、「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向けた金融庁及び金融機関の取組みが顧客に適切に届いているのか確認するため、顧客意識調査を実施した。また、販売会社が掲げている顧客本位の取組方針とその実践及び営業現場への浸透状況について、役員・本部及び営業店の販売員に対するヒアリング等により、実態の検証を行った。

2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

2018年10月、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」を公表した。これを受け、コンプライアンス・リスク管理の基本的な考え方及びその重要性について情報発信を行うとともに、金融機関のコンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を実施した。

これまでの実態把握においては、多くの金融機関が試行錯誤の過程にあり、かつ、その進捗状況は様々であるものの、コンプライアンス・リスク管理のための検討及び取組みを一定程度進めている様子が窺える結果となった。他方、経営陣を含む多くの役職員が法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発

想にとどまっているおそれのある事例や、経営陣の一部が幅広い観点からコンプライアンス・リスクを捕捉及び把握しようとしていても、その姿勢が本部各部や営業店の役職員にまで浸透していないおそれのある事例等が依然として見られた。各金融機関が持続可能なビジネスモデルを不断に追求しつつ、企業価値の向上につながる（企業価値を高める）コンプライアンス・リスク管理を進めるためには、今後さらなる検討が引き続き必要な状況と考えられる。

このような中、金融機関の経営陣を中心としたコンプライアンス・リスク管理に係る検討をさらに促進するため、上記の実態把握や金融機関に対するモニタリングの過程で得られた事例（基本方針の問題意識を踏まえた取組み事例及び問題事象につながった事例）、そこから抽出される傾向や課題等を取りまとめ、2019年6月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表した。

3. 内部監査の高度化

金融機関のガバナンスが有効に機能し、企業価値を高めていくため、これまでも、内部監査部門には、ビジネスモデル、経営戦略及び組織態勢に基づくリスクプロファイルに対応した監査を実施することが期待されてきたところ。

こうした中、新たなテクノロジーの進歩等により、金融機関のビジネス環境が急速に変化していることに加え、ステークホルダーからの要求も従来以上に多様化・高度化しており、内部監査部門には、経営陣をはじめとする組織内に対して、時宜にかなった助言・予測を提供することが期待されている。

こうした変化を受けて、各業態に対するモニタリング結果及び外部有識者から得た知見等も踏まえ、2019年6月に、「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表し、更なる内部監査の高度化を促した。

4. 投資用不動産向け融資

投資用不動産向け融資に関するアンケート調査を実施し、特に一棟建のアパート・マンション（シェアハウスを含む）の土地・建物を一体的に取得するための融資に関する金融機関の管理態勢を横断的に検証した。その取りまとめ結果として、2019年3月に「投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果」を公表したところであるが、足許多くの金融機関で管理態勢の改善が見られるものの、融資対象物件の将来収支や顧客の理解度・財産・収入の確認が自ら十分に行えていないといった課題のある金融機関も認められた。

5. マネー・ローンダリング

国際社会におけるテロの脅威等が高まっており、また、2019年には第4次FATF対日相互審査の実施が予定されるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「マネロン・テロ資金供与対策」という。）の高度化が急務となっている。

こうした中、金融庁は、2018年2月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、ヒアリング等を通じて金融機関等における対応状況等の検証を実施した。

検証に当たっては、ガイドラインに則り、定例で報告を求めている取引実態及びマネロン・テロ資金供与対策の実施状況等に係る定量・定性情報を勘案しながら、リスクに応じたモニタリングを行った。

2019年4月には、ヒアリング等を通じて把握した実態等を踏まえ、ガイドラインの趣旨を明確化し、金融機関等の実効的な態勢整備を促すためにガイドラインの改正を実施した。

主な改正点として、実効性のある継続的な顧客管理を実施するために、全ての顧客へのリスク評価を実施した上で、リスク評価に応じた顧客管理措置が求められることや、ITシステムに用いられるデータについて、網羅性・正確性の観点からの検証が求められること等を明確化している。

また、上記諸施策の内容が、経営陣を含む金融機関等の様々な階層において理解・浸透されることが重要であるとの認識に基づき、業界団体や中央機関等とも連携しながら、業界団体や財務局主催のセミナー等で幅広い階層の役職員に理解を求めするなど、マネロン・テロ資金供与対策の必要性とあり方について働きかけを行う取り組み(アウトリーチ)を実施した。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(2019年8月28日公表)を参照。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあつては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置の発動により、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{総エクスポージャー額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行（注）	国際統一基準行のみ	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上	4%未満2%以上	3%未満1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行

第2区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier 1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満1%以上	1.5%未満0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier 1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier 1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満0%以上	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 0%未満 【Tier 1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行・信金等をいう。以下同じ。

2. 発動実績

2018 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファ第4区分	0.625%未満	100%	
資本バッファ第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

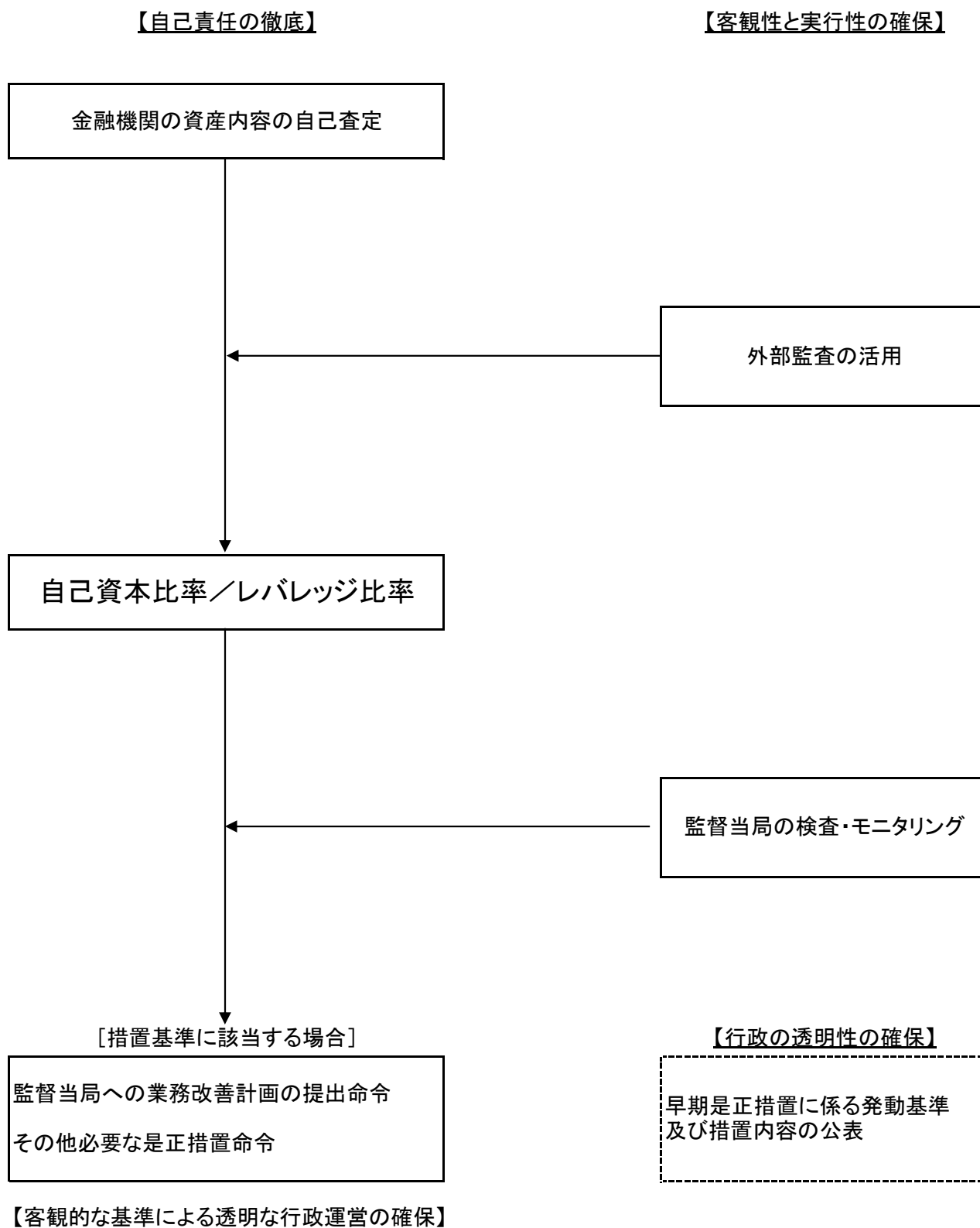
(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウ

ター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

2. 発動実績

2018 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

早期是正措置の概念図



第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2018事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	3件	【1件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	1件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	55件	【23件】
⑤ 保険会社等	:	1件	【0件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 仮想通貨交換業者	:	2件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で63件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

行政処分件数(平成14年4月～平成30事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	29事務年度	30事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	0	9	11	10	1	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	29
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	439
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	108
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	155
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	12
債権回収業者等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	37	32	1234
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1185	83	62	2569
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	1068

(注1) ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勸告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2) 複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3) 金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4) 少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5) 合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6) 主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7) 前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8) 資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9) 仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。

(注10) 第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11) 第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12) 投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13) 投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（2003年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、2006年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、2008年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、2013年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

2006年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（2007年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。2007年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、2007年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、2008年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。2013年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、2014年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：2008年11月、普通預金規定等：2009年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、2011年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、2010年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、2013年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。また、2017年3月、反社会的勢力との関係遮断等の取組みのさらなる強化に向け、関係省庁等との連携の推進や本人確認を一層強化・徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の強化について」を決定・公表した。その後、2018年1月に、預金保険機構を介して警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースへの接続を開始し、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、2009年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、2010年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、2013年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、2011年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、2012年1月に公表した。また、2013年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「実践と方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2019年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2019年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務